

1

總 括 関 係

平成13年度 補正予算の概要

構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策の推進

126.8億円

○ 保育所待機児童ゼロ作戦の推進

109.5億円

保育所を中心に、平成14年度中に5万人、さらに平成16年度までに10万人、計15万人の児童の受入れ増を行うことができるよう、PFIの活用等による公設民営の推進等により、これに必要な施設整備を早急に進める。

○ 放課後児童の受入れ体制の整備

17.3億円

大都市周辺部を中心に放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全体として1万5千カ所とすることができるよう、これに必要な放課後児童クラブの施設整備を早急に進める。

平成13年11月9日
雇用均等・児童家庭局

平成13年度 第2次補正予算（案）の概要

平成13年12月20日
雇用均等・児童家庭局

子育て支援策の推進

185.4億円

- 保育所待機児童ゼロ作戦の推進 100.1億円

待機児童ゼロ作戦を推進するため、保育所の緊急整備を行う。

- 放課後児童の受入れ体制の整備 12.3億円

地域における子育て支援活動を実施するため、放課後児童クラブなどの拠点施設を整備する。

- 被虐待児童等の受入れのための環境整備 73.0億円

虐待された児童や、配偶者からの暴力の被害者への対応を強化するため、児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、婦人保護施設、婦人相談所の整備を推進する。

医療提供体制の整備

4.5億円

- 小児医療体制の整備（慢性疾患児家族宿泊施設の整備）

小児がん等で遠隔地からの長期入院している子どもの家族等が、子どもの入院中宿泊滞在できる施設を整備する。

児童福祉法の一部改正に係る国会審議経過

平成13年

- 6月 6日 (水) 民主党より改正法案を衆議院へ提出（衆法第42号）
8月 24日 (水) (自民党) 厚生労働部会少子化問題小委員会（第1回）法案概要審議
(公明党) 厚生労働部会（第1回）法案概要審議
9月 20日 (木) (自民党) 厚生労働部会少子化問題小委員会（第2回）要綱案審議
(公明党) 厚生労働部会（第2回）児童福祉法改正案承認
9月 28日 (金) (自民党) 厚生労働部会・少子化問題小委員会合同会議
児童福祉法改正法案承認
10月 2日 (火) (保守党) 政調合同部会 児童福祉法改正法案承認
10月 3日 (水) 与党政策責任者会議
10月 4日 (木) (自民党) 政調審議会
10月 5日 (金) (自民党) 総務会
10月 22日 (月) 与党三党、児童福祉法改正法案を衆議院へ提出（衆法第2号）
10月 26日 (金) 衆議院・厚生労働委員会 提案理由説明
10月 31日 (水) 衆議院・厚生労働委員会
審議（育児介護休業法の審議と併せて4時間の審議が行われた。うち児童福祉法関係はおよそ3時間の審議）、
可決（共産党、社民党は反対。共産党は反対討論あり。）
11月 1日 (木) 衆議院・本会議 児童福祉法改正法案可決（共産党、社民党は反対）
11月 8日 (木) 参議院・厚生労働委員会 提案理由説明
11月 22日 (木) 参議院・厚生労働委員会
審議（2時間20分）、
可決（共産党反対。反対討論あり。）
附帯決議可決（全会一致）
11月 26日 (月) 参議院・本会議 児童福祉法改正法案可決（共産党は反対）、成立
11月 30日 (金) 児童福祉法の一部を改正する法律（平成13年法律第135号）、公布

[野党]

- 10月 10日 (水) (民主党) 厚生労働部門会議
10月 24日 (水) (社民党) 国民生活部会

政府・与党

育児介護休業法改正案

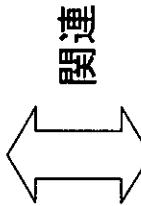
- ・育児休業等を理由とした不利益取扱の禁止
- ・時間外労働の免除請求権
- 就学前の子を養育する等の労働者
- ・勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引き上げ(1歳未満→3歳未満)
- ・就学前の子の看護のための休暇制度の導入
- についての事業者の努力義務



民主党

育児介護休業法改正案

- ・育児休業制度の改正
　子が小学校就学前まで各親7か月間(共働きの場合は両親合計で14か月間)。ただし、6か月間まで権利の譲渡可。(1か月間は各親固有の権利で譲渡不可)。
- ・育児休業・子の看護休暇等を理由とした不利益取扱の禁止
- ・時間外労働の免除請求権
　小学校3年生までの子を養育する等の労働者
- ・所定外労働時間の短縮請求権
　小学校就学前の子を養育する労働者
- ・小学校就学前の子の看護のための休暇の請求権
※1人につき10日(年間15日を上限)

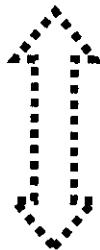


児童福祉法改正案(議員立法)

- ・認可外保育施設に対する監督の強化
- ・届出制の創設、情報提供の強化等
- ・保育士の名称独占化
- ・児童委員の活動の活性化
- ・児童委員の職務範囲の拡充
- など

児童福祉法改正案

- ・無認可児童福祉施設への届出制の創設
(届出懈怠には罰金刑)



児童福祉法の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

都市化の進行及び家族形態の変容等児童を取り巻く環境が大きく変化し、児童の健やかな成長に影響を及ぼすおそれのある事態が生じていることにかんがみ、地域において児童が安心して健やかに成長することができる環境を整備するため、認可外保育施設に対する監督の強化等を図るとともに児童委員の職務の明確化及びその資質の向上を図る。

1 認可外保育施設に対する監督の強化等

①施設の把握

認可外保育施設を設置したものの届出制の創設

②利用者への情報提供の強化

事業者は、認可外保育施設の運営等に関し、毎年状況報告を行わなければならないこととする。都道府県及び市町村は連携して、認可外保育施設のサービス内容等に関する情報提供を行うものとする。

重要事項の掲示・書面交付など事業者の利用者に対する情報提供措置を整備

③悪質な施設の排除の徹底

現行法に規定されている「事業停止命令・閉鎖命令」に加え「勧告・公表」を監督手段として規定し、より実効性の高い認可外児童福祉施設の監督が行えるようにする。

④効率的な保育サービスの提供の推進

保育需要の増大している市町村は、公有財産の貸し付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

⑤保育士の名称独占等

認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でないものが保育士を称することを禁止する等の措置を講ずる。

2 児童委員の活動の活性化

①児童委員の職務の見直し等

地域における子育て支援の観点から児童委員の職務を見直し、児童福祉施設・児童の健やかな育成活動を行う者との連携・支援、健全育成の気運の醸成等を業務に追加するとともに、資質の向上のための研修の充実を図る等の規定を整備する。

②主任児童委員の法定化

児童福祉について大きな役割を果たしている主任児童委員を法律上明確に位置づける。

3 施行期日

1) 認可外保育施設等に関する監督強化

公布後1年以内で政令で定める日

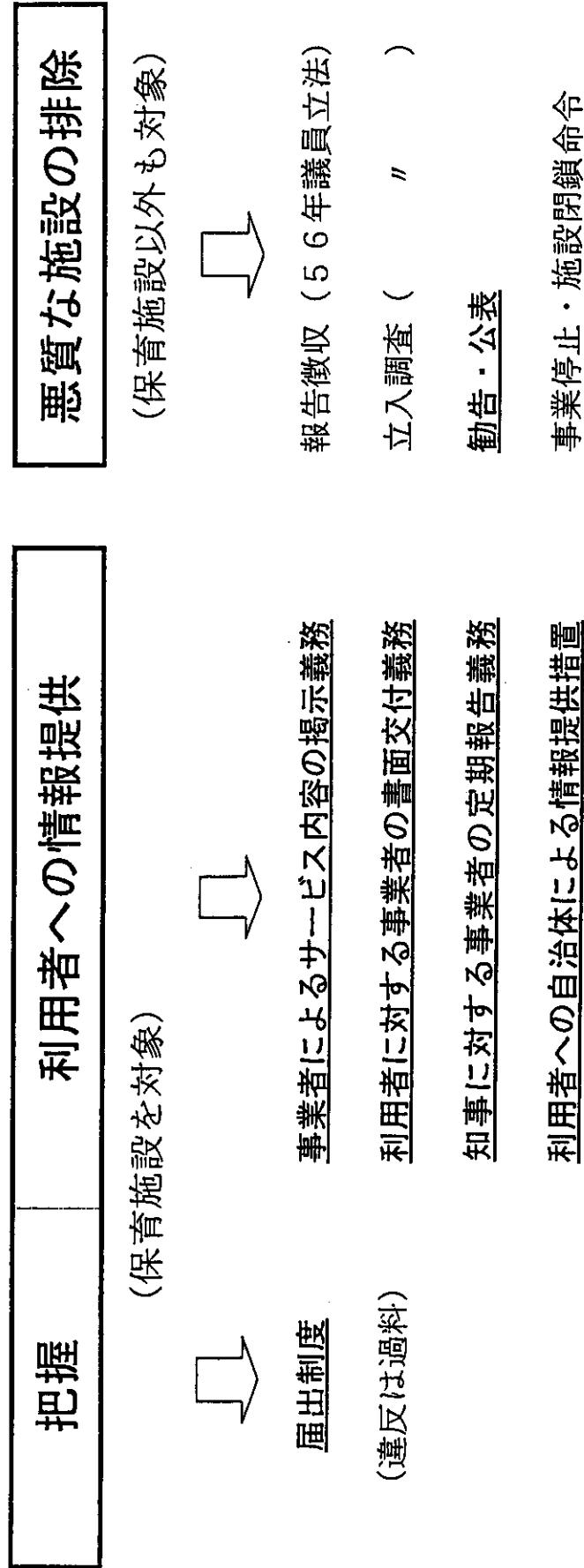
効率的な保育サービスの提供の推進については、公布の日 [平成13年11月30日]

保育士の名称独占等については、公布後2年以内で政令で定める日

2) 児童委員の活動の活性化

平成13年12月1日

—認可外保育施設に対する監督の強化—



※ 下線…新たに導入する規定

※ 民主党案は、認可外児童福祉施設に対する届出制度（違反は罰金）のみ

一 保育士資格の法定化一

悪質な認可外施設対策

(保育士の社会的信用にただ乗りする悪質な認可外保育施設が存在)



子育て支援の推進

(地域社会の子育て支援のための業務を実施することが求められている)



資格制度の整備

- ・保育士でない者に保育士の名称使用禁止
- ・保育士の質の向上

守秘義務

信用失墜行為の禁止

母子家庭等対策の各党での検討経緯と今後のスケジュール

1 これまでの各党での検討経緯

【自民党】

- 10月25日 自民党母子寡婦問題等小委（厚生労働省より説明）
- 11月20日 小委（団体ヒアリング等）
- 12月 6日 小委（論点（基本的方針）の検討、決定、「具体的施策の検討事例」の了承）
- 12月14日 厚生労働部会
小委より「今後の母子家庭等対策の基本方針について」の報告、了承

【公明党】

- 10月23日 公明党単親家庭（母子家庭）等対策小委（厚生労働省より説明）
- 11月16日 小委（団体ヒアリング）
- 11月20日 小委（前回の論点の整理、追加説明）
- 11月27日 小委（法務省、国土交通省ヒアリング）
- 11月29日 小委（就労関係ヒアリング）
- 12月 6日 小委（「基本的方針」の検討、決定、「具体的施策の検討事例」の了承）

【保守党】

- 10月24日 保守党政調合同部会（厚生労働省より説明）
- 11月16日 部会（団体ヒアリング等）
- 12月 6日 部会（「基本的方針」の検討、決定、「具体的施策の検討事例」の了承）

※ 平成14年度予算編成に与党三党の基本方針の内容を一部反映

2 今後の予定（平成14年）

- 2月中旬 「改革大綱（厚生労働省案）」の提示及び「改革大綱」の策定に向けて議論
 - * 大綱の中に法律案要綱を含む
 - [* その後の議論を踏まえ法律案を策定]
- 3月上旬 改革大綱、法律案について与党了承
→ 法律案の国会提出
- 8月 法律に規定される生活支援策、就労支援策等に必要な予算概算要求

今後の母子家庭等対策の基本方針について（報告）

平成13年12月14日

自由民主党厚生労働部会母子寡婦問題等小委員会

当小委員会は、厚生労働部会とも調整の上、標記対策について本年10月以来、関係団体のヒアリング、厚生労働省からの意見聴取を行うなどして検討を進め、去る12月6日に論点を整理した。それを「今後の母子家庭等対策の基本方針について」としてとりまとめたので、部会に報告するものである。

1. 基本的な考え方

- 戦後50年の歴史を持つ母子寡婦対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応
- 子どもに対する養育の義務は極めて重要。特に乳幼児期の子どもの監護のあり方は、その子の一生を左右。今後の施策の展開の当たっては、親の子に対する養育の責務を厳しく問い合わせながら実施することが必要
- 一方で子どもは歴史の希望であり、社会全体で育てていく観点も重要
- こうした点を踏まえながら、子どものしあわせを第一に考えて、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と母子家庭の母に対する「自立の支援」に主眼を置いた改革を実施。その際、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援を重点的に行うものとして位置付け
- 子どものしあわせや健全な育ちを願い、激変期の生活の安定に配慮するとともに、就労による自立、子を監護しない親からの養育費の支払いの確保を重視
- 具体的には、①子育てや生活支援策、②就労支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的、計画的に展開。児童扶養手当については、その支給期間や支給要件を見直して、現金給付中心の施策体系からサービスをも重視した施策体系にシフト

2. 子育てや生活の支援策の在り方

- ひとり親のもとで精一杯生きる子どものために、母親や父親が安心して子育てをしながら就労することができるよう、子育て支援策やすまいの対策を充実、強化
- 保育所への優先入所を確保し、また母子生活支援施設の機能を充実するなど母子家庭や父子家庭に着目した子育て支援サービスや生活支援サービスを大幅に拡充

3. 就労支援策の在り方

- 母子家庭の母が就労による収入をもって、自立できることが、子供の成長にとって重要。就業支援策を充実、強化
- ハローワークにおける職業紹介や訓練校における職業訓練等、さらには特定求職者雇用開発助成金の活用などの現行施策を引き続き、強力に実施。また、民間企業に対する啓発・援助を実施
- 母子寡婦団体等を活用した相談から就業講習会の実施、情報の提供、職業紹介に至る一貫した就労支援サービスの提供など、母子家庭に着目した就労支援策を拡充

4. 子どものための養育費支払いの確保

- 子どものしあわせのために、父と母がそれぞれの役割を果たすことが重要。親の子どもに対する扶養義務に基づいた養育費支払いを徹底
- 子を監護しない親の養育費支払いに関する責務を明確に打ち出し、養育費支払いについての社会的機運や環境の整備を推進。このために、必要な相談、情報提供を実施

5. 自立を支援する経済的支援体制の整備

- 受給者が増大する中、児童扶養手当などの経済的支援について、合理化、効率化し、自立を支援する制度とし、将来にわたり機能できるよう整備
- 離婚後などの生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨で施策を組み直すという観点から、児童扶養手当の支給期間の見直しについて検討。その際、小さな子どもを育てている家庭や障害を有する者を抱える家庭など自立が困難な家庭などに対してきめ細かく配慮。また、十分な期間をおいて実施
- 母子家庭の母の就労意欲が阻害されず、その自立が一層促進されるよう、児童扶養手当の手当額と所得の関係を見直し、就労による収入の増加を総収入の増加につなげる。また、養育費を受け取る者と受け取らない者の間の公平性を確保。なお、現在手当を受給している者が手当を受けることができなくなるような事態が生じないよう配慮。さらに、児童扶養手当の受給に関し、養育費確保のインセンティブとなるよう検討
- 母子寡婦福祉貸付金制度を拡充

6. その他

- 離婚の増大の原因や離婚が子供に与える影響、さらには扶養義務の果たし方と養育費についての研究を推進
- 効果的な自立支援のあり方について、研究、検討を進めるとともに、具体的なプログラム実施のために研修を推進

7. 実施時期等

- 関係者の意見を聞き、理解を求めながら改革を進めることが重要
- 就労支援などの施策は、できるだけ早期に着手し、平成15年度からの全面実施をめざす
- 児童扶養手当の手当額と所得の関係の見直しについては、平成14年度から児童扶養手当の支給事務が都道府県から市等に移譲されることに併せて、実施

今後の母子家庭等対策についての基本的方針

～子どものしあわせを第一に考えた新しい

母子家庭等自立支援対策の確立に向けて～

公明党厚生労働部会単親家庭（母子家庭）等対策小委員会

【はじめに】

近年、離婚の増加とともに母子家庭は増加を続けている。一方で、世帯当たりの就労人員を考慮しても母子家庭の所得は一般の世帯に比較して低い水準にとどまっている。

その原因として、わが国において離婚した場合、養育費の支払がなされない場合が多いこと、母子家庭の母親の就労にあたって育児の負担により職業選択が狭められていることまた就労にあたって職業選択の幅を広げるための技能の修得が必ずしも十分ではない事、そして常用雇用とならない場合の選択肢としてのパート労働の場合の賃金がいまだ低い水準であることなどが指摘されている。

また、わが国の現在の経済の低迷はこのような傾向をより助長させるものとして作用していることが推測される。

従来、母子家庭の福祉施策と就労施策が別の省庁で担われていたことにより必ずしも十分な連携が取れていなかつたとの指摘があるが、本年より、厚生省と労働省が統合されて新たに厚生労働省となったことをふまえ、自立を目指しての総合的な母子家庭対策の推進を提言するものである。

また同時に今まで十分な配慮がなされていなかつた、父子家庭対策についても政策課題として取り上げる必要がある。

【第1部】概要

1. 基本的な考え方

○戦後50年の歴史を持つ母子寡婦対策を根本的に見直し、新しい時代の要請に的確に対応する。離婚が急速に増大する中、子どものしあわせを第一に考えて、親に対し子どもの養育の責務を改めて問いかけながら、ひとり親家庭に対する「きめ細かな福祉サービス」の展開と母子家庭の母に対する「自立・就労」の支援に主眼を置いた改革を実施する。

○今後の対策については、離婚後等の生活の激変を緩和するために、母子家庭となった直後の支援の充実を図り、子どものしあわせや健全な育ちに資するべ

く母子家庭等の自立を積極的に支援する。特に激変期の生活の安定に配慮し、就労による自立、別れた父親からの養育費の支払いの確保を重視する。

○そのためにも、①子育てや生活支援策、②就労支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的、計画的に展開する。このような総合的な支援策を推進する中で、従来の児童扶養手当のあり方についてもその支給要件等について見直しを行い、現金給付中心の現在の施策体系の抜本的転換を図ることとする。

○なお、平成14年8月に児童扶養手当の支給事務が市等に移譲されることに伴い、住民に身近な市等における相談体制の強化を図る。

2. 子育てや生活の支援策のあり方

○ひとり親のもとで育つ子どものため、また母親や父親が安心して子育てをしながら就労することができるよう、子育て支援策や住まいの対策を充実、強化する。

○特に、保育所への優先入所を確保し、また母子生活支援施設の機能を充実するなど母子家庭や父子家庭に着目した子育て支援サービスや生活支援サービスの大幅な拡充を図る。

3. 就労支援策のあり方

○母子家庭の母が就労による収入をもって、自立できることが、子どもの成長にとっても重要であり、就労支援策を充実、強化する。

○ハローワークにおける職業紹介や訓練校における職業訓練等の現行施策を引き続き強力に実施する。また民間企業への就職を促進するために、企業に対する啓発・援助を行う。

○母子寡婦団体等を活用した相談から就業講習会の実施、情報の提供、職業紹介に至る一貫した就労支援サービスの提供など、母子家庭に着目した就労支援策を自治体の協力を得て拡充、展開する。

4. 子どものための養育費支払いの確保

○子どものしあわせのために、父親と母親がそれぞれの役割を果たすことが重要であり、親の子どもに対する扶養義務に基づいた養育費の支払いを徹底する。

○別れた父親の養育費の支払いに関する責務を法定化し、養育費支払いについての社会的機運を醸成し環境の整備を推進する。このために、必要な相談、情報提供を実施するなど養育費の支払いを確保するための様々な施策を講じる。

5. 自立を支援する経済的支援体制の整備

○自立を支援する経済的支援制度としての児童扶養手当制度について、増大する受給者などに対応し将来にわたって維持できる制度なるよう、母子家庭の母親の就労状況や貸付金制度等他制度の拡充を勘案しつつ適切に合理化を図る必要がある。

○児童扶養手当の支給期間については、就労支援等の充実を図り実施後の状況をふまえ検討する。

○母子家庭の母の就労意欲が阻害されず、その自立が一層促進されるよう、児童扶養手当の手当額と所得の関係を見直し、就労による収入の増加が総収入の増加につながるように合理的なものにするとともに、養育費を受け取るものと受け取らない者の間の公平性を確保する。なお、前回改正時に生じた手当を受給している者が手当を受けることができなくなるような事態が生じないようにする。

○母子寡婦貸付金制度の充実を図り、自立を一層支援する。

6. その他

○離婚の増大の原因や離婚が子どもに与える影響、さらには扶養義務の果たし方と養育費についての研究を進める。

○効率的な自立支援のあり方について、研究、検討を進めるとともに、具体的なプログラム実施のために研修を進める。

7. 実施時期等

- 母子家庭等対策の総合的な改革は関係者の意見を聞き施策に反映させるとともに、理解を求めながら進めることが必要である。
- 就労支援などの施策は、効果が上がるまでには、一定期間を要することからできるだけ早期に着手し、平成15年度からの全面実施を目指す。
- 児童扶養手当の手当額と所得の関係の見直しについては、平成14年度から児童扶養手当の支給事務が都道府県から市等に移譲されることに併せて実施する。

【第2部】論点整理

【就労支援】

I. 特に母子家庭のために講じるべき施策

①情報提供

- ・母子寡婦団体におけるハローワーク等との連携による情報提供ならびに無料職業紹介の実施。
- ・母子生活支援施設等、母子福祉施設とハローワークの連携による情報提供。
- ・ハローワークの相談機能の強化（キャリアカウンセラー機能）。
- ・市町村行政機関における総合相談窓口における求人情報の提供、就職・能力開発に関する相談の実施。
- ・母子相談員の機能強化・体制充実。

②就労支援・就労相談

- ・ハローワーク等でのキャリアカウンセラーによる就労までの、教育訓練も含めた一貫したアドバイス。
- ・総合相談窓口における保育サービスについての相談など母子家庭に特有な相談についても対応。

③教育訓練制度の充実

- ・就業支援講習会の拡充。
- * 求職状況を踏まえた適切な教育訓練の実施。
- * 実施主体を、母子寡婦団体のみでなく公共職業能力開発施設等に拡大。
- * 託児サービスの提供。
 - ・自立支援教育訓練給付（仮称）の創設。
 - * 指定された講座を受講した場合の受講料の一部を支給。
 - ・母子寡婦貸付制度の拡充による様々な教育機会の提供。
- * 公共能力開発施設等における技能修得期間中の生活保障のため生活資金を貸付け。

④助成金制度の拡充・運用の改善

- ・ハローワーク以外の紹介事業者や福祉法人等を経由した採用に対しても特定求職者雇用開発助成金の助成の対象とし雇用を促進。
- ・パートタイム労働者の常用労働者へ転換する場合の奨励金の創設（常用雇用転換奨励金（仮称））。

⑤保証人制度の創設

- ・就職にあたって母子寡婦団体等を活用した公的な身元保証人制度の創設を検討。

II. 母子家庭を含む一般施策として講じるべき施策

①就労機会の創出

- ・公的機関における採用年齢の制限（おおむね39歳以下）について廃止。
- ・母子寡婦団体における労働者派遣事業の実施や、母子福祉施設における保育サービス提供の実施。ならびに事業の実施に際して資金の貸付けなどの支援を実施。

②パート労働の処遇の改善

- ・社会保険の適用の拡大。
- ・同一労働同一賃金の原則に基づき差別を廃止。

【生活支援】

①住宅の確保

- ・公営住宅の活用。
- * 優先入居など。
 - ・民間賃貸住宅への入居の促進；母子家庭の入居に際する保証人制度の創設。
 - * 現行では母子家庭生活支援施設は保証人となっている。

②母子生活支援施設の強化・拡充

- ・都市部等で小規模のサテライト型母子生活支援施設を整備。
- ・同施設への保育所機能・放課後児童クラブ機能の付与による多機能化。
- * 母子家庭の母親の積極的な活用。
 - ・相談機能の拡充（③と関連）。

③総合的相談窓口の整備

- ・保育に係る相談、教育に係る相談、就労に係る相談、精神的ケアなど総合的に相談する窓口の創設。
- * 市町村の行政機関を基軸として、都道府県の行政機関、ハローワーク等労働行政機関の地域における連携の促進。

④他の福祉施策（たとえば医療費助成制度など）における対応

- ・児童扶養手当制度へ連動する現行の福祉施策の継続に配慮。

⑤諸制度の利用を促進するための取組み。

【育児支援】 * 以下の施策は父子家庭に対しても適用。

①保育施設への優先入所制度の創設。

②多様な保育サービスの利用を促進。

- ・緊急の場合に活用できる保育ママなど多様な保育サービスの提供を進めるとともに、利用に際しての助成制度の創設。

③介護人派遣制度の充実。

- ・補助対象事業者の市町村への拡大によるサービス提供の拡大。
- ・所得制限の緩和、利用日数制限の緩和による利用の促進。
- ・支援者の養成のための講習会を実施。
- ・母子家庭の母親の積極的な活用。

④放課後児童クラブの拡充と利用の促進。

- ・放課後児童クラブの優先的利用。
- ・母子生活支援施設への放課後児童クラブ機能の付与による活用の促進。

⑤ショートステイ・トワイライトステイ事業の拡充。

- ・児童福祉施設のみでなく一般の保育施設も活用。

⑥諸制度の利用を促進するための広報等の取組み。

【経済的支援】

①児童扶養手当制度の見直し

- ・収入の増加が必ずしも総所得の増加に結びつかない現行の所得制限制度を見直し収入の増加が総所得の増加に結びつく制度へ転換。
- ・児童扶養手当の請求権の時効規定のあり方について検討。
- ・支払われた養育費については所得に含めるべきであるが、同居親族の所得は含めるべきではない。
- ・児童扶養手当と児童手当の関係について制度的な再検討。
- ・父子家庭についても、父親の所得に応じて児童扶養手当を給付することについて検討。

* 児童扶養手当の支給期間については、就労支援等の充実を図り、実施後の状況をふまえ検討する。

②養育費の確保

- ・養育費の支払を法的に義務付け。
- ・離婚にあたって養育費の取り決めを促進するための体制の整備を検討。

* 相談窓口の強化。例) 婦人相談所・母子寡婦団体・都道府県の特別相談など。

* 裁判によらない簡便な手続きの創設。

* 裁判所を利用しやすくするための支援措置。例) 裁判費用支援制度の充実(裁判費用貸付制度・法律扶助制度)

* 養育費の徴収の制度の見直し。

I 民事執行制度の見直し

* 養育費の徴収を簡便にするための制度の見直し。

II 行政機関等による徴収の代行について検討。

III 養育費の水準についてガイドラインを策定。

・相談窓口、支援制度の利用を促進するための広報の充実。

・養育費の支払いにあたって税制上の措置を講じる（控除制度の創設）。